

条 公 大学 人公 取 境大学 以下「人」という。に、公 取 境大学基 (以下「基」という。)を する。

条 基 は、人が する公 取 境大学 以下「本学」という。における、学 への支援を充実させるとともに、教 境を 備することを とする。

事業

条 基 は、前条の を 成するため、次の各号に掲げる事業を う。

- 修学援助など学 への支援事業
- 教 ・ 備 の 備事業

定基

条 定の事業を実 するため、基 に 定基 を くことができる。

基 の構成

条 基 は、 条の を寄 とする寄付 及び基 の果実をもって構成する。

営委員会

条 基 の 営に する 事 を審 するため、公 取 境大学基 営委員会(以下「営委員会」という。)を く。

営委員会は、次の事 について審 する。

- 基 の事業 に すること。
- 基 の予 及び に すること。
- 基 の受け入れ及び に すること。
- その他基 の 営に すること。

条 営委員会は次に掲げる をもって する。

事

副 事

常勤の 事

副学

学

人 形成教 センター

その他 事 が必 と めた

営委員会に委員 を き、 事 をもって充てる。

委員 に事故がある場合は副 事 が、その 務を代 する。

条 営委員会は 事 が必 とするときに召 し、 となる。
営委員会は、委員の 半 の出席をもって成 する。
事は、出席した委員の 半 をもって し、可否同 のときは、 の するところによ
る。

寄 の受入れ及び

条 寄 の受入れ及び については、この に定めるもののほか、公 大学 人公
取 境大学寄 取扱 平成 年 号 の定めるところによる。

事務

条 基 の受け入れ及び 営 に する事務は、 務 が う。

委任

条 この に定めるもののほか、基 に し必 な事 は、 事 が別に定める。

則

この は、令和 年 月 から する。